

ひょうごJCC

兵庫県協同組合連絡協議会機関誌

69

2008. 10. 10

兵庫JCCは、生協、JA（農協）、JF（漁協）、森林組合等の兵庫県内の協同組合運動相互の連絡提携、共通課題の実行及び全国、海外の協同組合運動との連携をはかることを目的に、1984年7月7日に設立されました。「人とひとの心がふれあう、暮らしあい兵庫をめざして一協同が息づくまちづくり」を『基本理念』として、協同組合の「共通行動目標」の実践に取り組んでいます。

1. 協同組合活動スナップ	1
2. 第85回国際協同組合デー兵庫県記念大会開催	2~4
3. 今協同組合では—各協同組合からの報告—	
●生協	5
●JA	6
●JF	7
●森林組合	8

Contents

4. 協同組合運動に生きる	9
兵庫県漁業協同組合連合会専務理事 山口 徹夫	
5. 協同組合運動への提言	10~11
小樽商科大学准教授 多木誠一郎	
6. 協同組合短信（No.52）	12
滋賀県立大学教授 増田 佳昭	

協同組合活動スナップ



△ 生協

8月16日（土）兵庫県生協連合会は、県内会員生協とともに『ピースアクション2008ひょうご夏まつり』を開催しました。



△ JA（農協）

J Aたじまでは、ピーマン部会が中心となり、食農教育の観点より管内4小学校にピーマン苗やポット等を提供し、地元の特産物であるピーマン栽培を小学生に指導しました。



△ JF（漁協）

J F 兵庫漁連魚食推進室では、7月25日、(社)兵庫県食生活改善協会所属の栄養士さんを対象に、明石の魚についての学習会と、明石のアジやカレイ、生きたタコを使った料理実習を行いました。



△ 森林組合

県内森林組合では新規就業者が緑の研修生として、間伐作業等に奮闘中です。

●編集発行

兵庫県協同組合連絡協議会（兵庫JCC）
Hyogo-ken Joint Committee of Co-operatives
生協・JA（農協）・JF（漁協）・森林組合

●兵庫JCC事務局

兵庫県生活協同組合連合会 TEL (078)391-8634
兵庫県農業協同組合中央会 TEL (078)333-5870
兵庫県漁業協同組合連合会 TEL (078)652-3444
兵庫県森林組合連合会 TEL (078)341-5082

第86回国際協同組合デー・兵庫県記念大会



4団体を代表してあいさつを行う兵庫県生協連浅田克己会長

兵庫県協同組合連絡協議会（兵庫JCC）は7月4日、神戸市の兵庫県民会館で「協同の力で未来を拓く」をテーマに、第86回国際協同組合デー・兵庫県記念大会を開催しました。



超満員で熱気あふれる会場

国際協同組合デーは、毎年7月の第1土曜日に、全世界の協同組合人が心を一つにして協同組合運動の発展を祝い、平和とより良い生活を築くために運動の前進を誓い合う日です。兵庫県では、1984年に兵庫JCCが設置されてから毎年記念大会を開催しており、25年目を迎える今年は、県内の生協・JA・JF・森林組合の役職員など約470名が参加しました。

第1部の記念式典では、兵庫JCCを代表して、兵庫県生活協同組合連合会の浅田克己会長が「国際社会では環境問題とそれに伴う食料不足が深刻化しており、国内でも食料自給率の低下や産地偽装、毒物混入など、安全・安心な食品と生活の確保には多くの問題が残されています。これらを解決するため、“協同の力で未来を拓く”の下、協同組合4団体とそこに集う人々が互いに協力し合い、力と知恵を出し合って協同の輪を



兵庫JCC宣言を読み上げる兵庫県漁協女性部連合会会長・森武美氏

広げていきましょう」とあいさつを行いました。

続いて兵庫県副知事・齊藤富雄氏と、神戸市市民参与推進局長・永井秀憲氏があいさつを行い、依然として不安要素の多い市民の安全・安心な生活を守る協同組合の活動に大きな期待を寄せました。

最後に、兵庫県漁協女性部連合会会長・森武美氏が、「協同組合が連携して地産地消や食育活動など、食の安全と環境を保全する取り組みをさらに推し進め、将来にわたってすべての人々が安心で安全な生活が営めるよう事業を行い、暮らしそうい兵庫と協同組合の発展を目指そう」と『兵庫JCC宣言』を読み上げ、満場一致の拍手で採択されました。

第二部では、「こころの窓を全開に～みなど神戸の先人に学ぶ」と題して、三木市出身の作家・玉岡かおる氏が講演を行いました。

氏の作品「お家さん」の舞台でもある、開港間もなく

明治の神戸には、欧米の商人と文物が流れ込み、欧米の建築家が設計した洋風の商館やホテルが建ち並びました。しかし他の植民地となった国とは異なり、まもなく技術を習得した日本人大工が洋館を建てるようになり、日本の商人も外国商人の支配には甘んじませんでした。こうした日本人の活躍と、その源である誠実さ・勤勉さをラフカディオ・ハーンの言葉を引いて語られ、現代の食品偽装問題などはこうした日本人の良さが見失われた結果ではないか、と投げかけました。

身近な神戸の街の歴史を題材にした分かりやすく興味深い講演に、会場からは惜しみない拍手が贈られ、講演後のサイン会も大盛況でした。

なお、記念大会当日には、第25回兵庫JCC委員会が開催され、各協同組合（連合会）から委員が列席のうえ、2008年度活動計画（案）・予算（案）等が承認されました。



記念講演を行う玉岡かおる氏



第25回兵庫県JCC委員会を開催

第86回国際協同組合デー兵庫JCC宣言

地球温暖化やそれに伴う異常気象、自然災害の多発、オゾン層の破壊等、地球規模での環境問題は、私たちの生存基盤を脅かすきわめて深刻な社会問題となっています。

また、生活に欠かすことのできない「食」についても、遺伝子組み換え食品、BSE牛肉、農薬混入など、輸入食品を中心に不安が高まるとともに、産地や消費期限の偽装など消費者の信頼を根底から揺るがす事件が多発しています。

今、世界では人口の爆発的な増加やバイオ燃料への転換等により食料危機が叫ばれています。食料自給率が39%までに低下した我が国では、輸入食品がなければ私たちの食生活は成り立たなくなっていますが、食料生産を担っている農漁業者は一向に減少の歯止めがかかりません。

私たち協同組合関係者は、消費者また生産者として将来に亘って全ての人々が安心で安全な生活が営めるよう、肝に銘じて事業活動を行っていくなければなりません。

特に、本県の食料自給率が16%と他府県と比較しても著しく低いことから、「地産地消」や「食育活動」を協同組合が連携して推し進め、兵庫県産の新鮮で安全な農産物や水産物の提供と、食についての正しい知識の普及に努力していくとともに、子供たちに食の根源である豊かな自然と接する機会を提供していくことも大切です。

本日、第86回国際協同組合デーの開催にあたり、生協、JA、JF、森林組合など、兵庫県内の協同組合に集う私たちは、「食の安心」や「環境の保全」にかかる取り組みをさらに前進させるとともに、心を一つにして、「協同の力で未来を拓く」をスローガンに、人とひとの心がふれあう、暮らしそよい兵庫と協同組合の発展をめざし、一層努力していくことをここに宣言します。

2008年7月4日

第86回国際協同組合デー兵庫県記念大会

「国際協同組合デー兵庫県記念大会」 参加者からのひと言

ここ数年、コープこうべの職員として「国際協同組合デー」のお手伝いをしています。

今回は設立25周年を迎え、記念式典でのごあいさつや大会アピールもさらなる発展をめざす力強いものだったと感じています。また、第2部の作家玉岡かおるさんのお話は、神戸の発展に関わってきた先人たちのエピソードにあふれ本当に楽しいものでした。当日販売の書籍が完売するなど、参加者の組合員のみなさんも大満足だったのではないか。この大会は年に一回ですが、滞りなく進むために農協や漁協、森林組合の職員の方と力と気持ちをあわせ、協同の心を確認する大切な機会だと感じています。また、来年みなさんにお会いできるのを楽しみにしています。

<コープこうべ 小池 薫さん>

会場設営で椅子を詰め込みながら「外は暑いのに、こんな人が来るのか?」と正直不安でした。しかし受け付け開始からまもなく、あっという間に席は埋まっていき、協同組合の底力を実感した気がしました。これほど大々的な行事ながら、あいさつの話題はどうしても暗いほうに行きます。値上がりに偽装に毒物混入と、あれだけ統けばやむを得ない。我が国の第一次産業が抱える問題は根が深く、なればこそ協同活動の役割は大きい。大会決議への割れんばかりの拍手がその証です。

やや気になったのが大会の最後、玉岡先生の講演が終わった際に、閉会あいさつを待たず場が解散のような状況となってしまったことです。年に1度の『式典』であるし、運営上も、来場者にも気を付けていただきたいと思います。

<JA兵庫中央会 奥川貴裕さん>

今協同組合では —各協同組合からの報告—

生協から

60年振りに消費生活協同組合法（生協法）が改正・施行されました

2007年5月に生協法が改正されました。その主な内容は次の通りです。

1

「県域規制」が緩和され、生活圏の実態にそって、生協が活動できるようになりました。

2

「員外利用規制」が緩和され、地域のニーズに広く応えられるようになりました。

3

共済事業を安心して利用できるよう、規定が整備・充実されました。

4

機関運営の規定が見直され、理事会の権限が強化・明確化される一方、監事の権限と独立性を強化するなどバランスのとれた運営が可能になりました。

2007年度は、新しい生協法にそった運営をすすめるために、役職員はもとより、機関組合員も含めて「改正の趣旨」や「取り組むべき課題」について学習を深めました。またそれぞれの生協ごとに「定款・諸規約の改定」や「理事会・監理事会の強化」のための具体的検討に取り組み、2008年度の総（代）会において、定款・諸規約の改定が協議され、承認されました。

改正された生協法にのっとった生協運営をすすめ、活動・事業の運営を強化するために、法の施行から6ヶ月を経過したこの時期に、さまざまな政策的課題について進捗を点検し、今後の取組みを補強するため、以下のように研修を進めるよう計画しています。

研修テーマ	「改正生協法施行後の監事業務の注意点」
対象者	監事・理事・職員
日程	9月10日（水）

研修テーマ	「組合員参加と組織のあり方」
対象者	医療生協役職員
日程	10月16日（木）

研修テーマ	「保険法と共済について」
対象者	共済生協および共済事業を扱う生協の役職員
日程	9月26日（金）

研修テーマ	「監事の役割と生協指導検査を実施しての注意点」
対象者	監事・理事・職員
日程	11月11日（火）

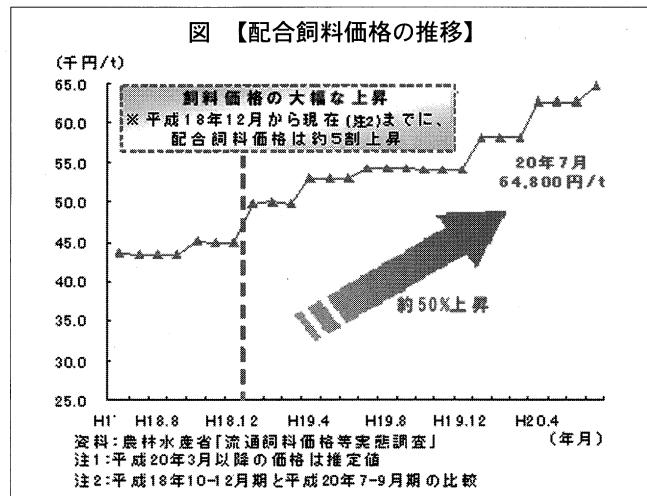
研修テーマ	「改正生協法施行後の状況と課題」
対象者	会員生協の役職員
日程	10月10日（金）

研修テーマ	「定款変更後の総会・総代会の諸注意」
対象者	役員・職員（実務担当者）
日程	2009年2月6日（金）

J A(農協)から

◇上がり続ける生産費 農家の経営は悪化の一途

世界的な食料・原油市場の混乱は、日本国内の農畜産業にも、肥料・燃油・飼料などの大幅なコスト増加となって波及しています。特に顕著なのが家畜を育てるための飼料で、その価格は平成18年の1.5倍にまで上昇しています（図）。市場では乳製品が不足しているにもかかわらず、採算が取れなくなつて廃業に追



い込まれる畜産農家も少なくありません。

また、燃油価格の高騰は、花やハウスマトなどの施設園芸の大幅コスト上昇を招いています。さらに食糧需要の逼迫から、各国が食糧増産を行おうと、肥料原料の需要が増大したため、肥料の国際価格も上昇し、末端価格も7月から約6割アップしており、今後の影響が心配されます。

しかし、乳業メーカーとの乳価値上げ交渉が進まないよう、生活物資に対する消費が落ち込んでいる現在、増えたコストを価格に上乗せすることは容易ではありません。

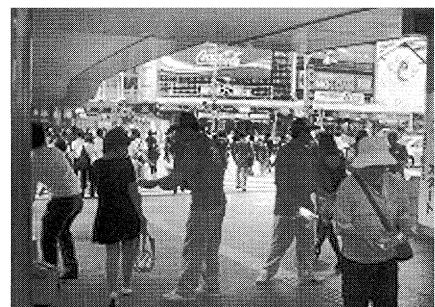
現在、日本は食料の6割を輸入に頼っています。しかし、その輸入食品への毒物混入事件が相次いで発生、一方で食料自給率は依然として低迷しています。今、農家が直面している深刻な経営難を見過ごすことは、安全・安心な生活と日本人の食の将来を失うことにはかならないのです。

◇安全・安心な国内産農畜産物を守るために

農家もJAも、膨らんだ経費を吸収するための努力は惜しません。燃油使用を少なくする作型への転換や飼料米の栽培、集落営農による効率化などはその例です。しかし、一番いいのは最低限の価格転嫁をご理解を頂くこと、また、国産・県産・地元産品をたくさん食べてもらうことです。

J Aグループでは農家の窮状への理解を求め、国産農畜産物の消費拡大を訴える宣伝活動を行っています。また、生産者と消費者の交流や相互理解のため、食農教育活動や農業体験にも積極的に取り組んでいます。「地産地消」を推進するため、地元でできた作物を販売するためのファーマーズマーケットも各地で設立・拡充されています。

輸入品より割高に思える国産品ですが、その差額が単なる品質保証だけではなく、将来への保険であり投資であるということもご理解願い、国内・県内農業をご支援いただきますようお願いいたします。



国産農畜産物の消費を呼びかける宣伝活動の様子(三宮駅前)



にぎわうファーマーズマーケット(宍粟市)

JF(漁協)から

魚食普及活動を積極的に推進しています

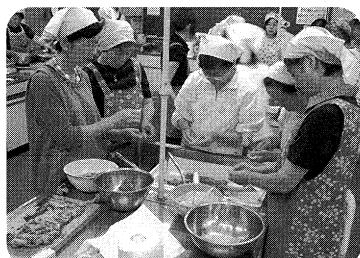
県下 J F 女性部をはじめ J F 兵庫漁連では、水産物の消費拡大を図るため、料理講習会などを活発に開催・推進しています。とくにこの季節は「海」「魚」「漁業」をテーマに体験学習や交流行事も多く、そのようなイベントとミックスした楽しい企画も目白押し。各地区では、浜の母ちゃんや兄ちゃんたちが自慢の腕を発揮して、水産物の P R と「漁業の応援団づくり」に大活躍しています。

あかし花の会のみなさんと 明石市漁協女性部連合会

7月9日、「あかし花の会」のみなさんとJAあかしの調理室を使って、料理講習を兼ねた交流会を開催。鯛の酒蒸しや、特産のタイラギを使った貝柱のバタ焼きが大好評でした。参加者は34名。



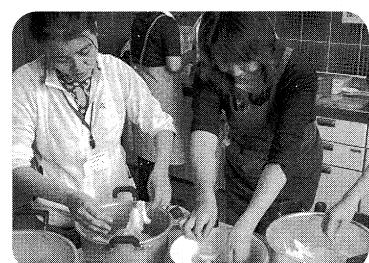
笑顔あふれる交流会



新鮮なイカをふんだんに

村岡いづみ会のみなさんと 但馬漁協柴山女性部

7月8日、香美町の村岡区民センターにおいて村岡いづみ会のみなさんと20名で、イカやハタハタなど柴山港で水揚げされた食材を使ってのから揚げなど8品目のメニューに挑戦。農村地区の奥さんたちは「これからは、家庭でも作ってみたい」と、とても好評でした。



外国の方も調理に参加

ふるさと青年協力隊のみなさんと 浜坂町漁協女性部

7月11日、毎年、新温泉町へボランティア活動に来られる「ふるさと青年協力隊」20名の皆さんと、浜坂ならではのホタルイカなどをふんだんに使った料理で交流しました。調理場では韓国、ギリシャ、ベトナムから来られた3名が大活躍。ことにギリシャのハリスさんは、ハタハタの南蛮漬けを頬ばって、とてもお気に入りのようでした。



お父さん・お爺さんも参加

パパと子の魚料理教室 JF伊保漁協女性部

7月26日、高砂福祉会館で浜のかあちゃんの指導のもと、ちょっと風変わりな料理教室が開かれました。ふだん台所に縁の薄いお父さん、お爺さんたちと小学生のペア30名が対象です。お父さんたちはいつもと勝手がちがい、笑い声と歓声の中、シーフードカレーブル久などに挑みました。

森林組合から

「花粉の少ない森林づくり対策事業」スタート

近年、スギ花粉等によるアレルギー症が大きな問題となっており、スギ花粉症の有病率が国民の1割を超えると推計されています。しかし、その発症メカニズムについては、ディーゼル排気ガスなどの大気汚染等との関係を指摘する報告もあり、十分には解明されていませんが、スギ花粉の総量を抑制することは花粉症対策としては有効であると考えられます。

そこで、森林組合系統組織としては、林野庁の進める「花粉の少ない森林づくり対策事業」を活用し、花粉の飛散が多いスギ林を広葉樹林、針広混交林及び少花粉スギ林へ転換すべく取り組んでいます。

本事業の対象区域は、国の指定する京阪神へのスギ花粉の飛散が多い地域となっており、姫路市を始め、西脇市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可町、神河町、佐用町となっています。また、本事業へ山林を提供していただいた森林所有者の方には、1ha当たり20万円の協力金が支払われます。



スギ林



広葉樹林

森林組合の概要

	兵庫県	全 国
雇用労働者数	874人	32,024人
森林組合数	31組合	764組合
組合員数	64,452人	1,601,239人
組合員所有森林面積	383,012ha	9,703,503ha

(注) 平成18事業年度末現在

協同組合運動 に生きる

「協同組合の良識」

JF兵庫漁連 専務理事 山口 徹夫



瀬戸内海側では間もなく始まる「のり養殖」に向けて生産者は準備に大忙だ。

9月下旬には「種付け」といって、のり網にカキ殻で培養した種（胞子）を着生させる作業を行い、これを海上に張り出して一定の大きさまで育てる「育苗」、云わば苗づくりを行なう。こうして育てた種網を一時冷凍庫に入庫して11月中旬以降に漁場に展開する「本張り」という手順を踏んで、ようやく12月から生産に入る。一般的には1月下旬以降に冷凍保管していた種網に張替え、4月まで生産が続く。

のり養殖は、北は宮城県から南は鹿児島県まで太平洋側で広く行なわれており、兵庫県は生産量全国1・2位を佐賀県と競ってきた有数の産地であるが、最近では色々被害のため生産量は激減している。

色々ちは、簡単に言えば海の栄養塩が極端に低くなることにより発生する。過去には瀬戸内海は富栄養化した海といわれたが、現在は様々な要因によりむしろ貧栄養状態になり、世界一生産力のある海のはずが、魚介類の生産量を見てもピーク時の半分近くまで激減している。

こうした現状から、昨年は「瀬戸内海の再生に向けた法整備」にむけた署名活動が展開され、140万人を超える人々の賛同を得たのも、海の環境に歪が生じていることが、海に生きる漁業者（海の防人）からの叫びとして届いたからではないだろうか。

このように漁業経営が大変厳しい状況の中で、今年3月5日に明石海峡で発生した船舶3隻が絡む事故で沈没した貨物船から流出した重油により、大きな漁業

被害が発生した。

漁業の社会の中では、協同組合運動が理念的にも実践活動においても理想的に浸透しているとはいえないが、遭難時の捜索救助活動に見られるように、一朝ことが起こると個々の利害は別にして全体の目標達成のための協力体制が漁協を核に出来上がる。

今回も関係漁協と県漁連で即座に対策本部が設置され、当面の被害拡大防止策を協議するとともに、最初に「汚染された場合は勿論のこと、その恐れのある水産物も一切出荷しない」ことが基本的な方針として決定された。

結果的には、のり養殖については被害の及ばなかつた漁場を除き、生産を断念し、のり網の全面撤去を行なったため、事故以降は1枚の生産もできなかつたし、最盛期を迎えていたイカナゴ漁においても、水揚げ時のチェックで全量廃棄する場面もあり、漁業者は窮地に追い込まれたが、消費者の安全面は確保された。

最近、報道を賑わしている 三笠フーズによる汚染米の不正転売問題に象徴されるように、次々と食の安全に対する不祥事が続発している中で、この事故において安全面が徹底できたのは、民主的な協議の中で基本方針が決定され、一人一人の漁業者が確実に実践したことによるものであり、協同組合の良識が發揮された事例である。

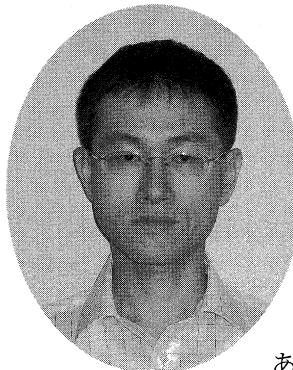
このことは誇りに思うし、そうした漁業者が安心して生業が続けられる環境づくりに、小なりといえど力を添えることができれば幸せである。

協同組合運動への提言

協同組合における一致の原則について

—員外取引と投資組合員を中心にして—

多木 誠一郎（小樽商科大学准教授。兵庫県生まれ）



はじめに

協同組合の目的は組合員への助成（奉仕）にある。組合員に対する助成を目的として組合は事業を行う。事業取引の相手方は組合員である。これを組合員側から見ると組合員は、組合事業の利用を通じて組合から助成を受ける。事業利用をする意思がない者は、組合員にはなれない。すなわち組合員と利用者（顧客）の一致は、協同組合の理念型を形成する。

しかしながらこの一致の原則は、法的には厳格には維持されていない。協同組合という法形態に必ず備わっていなければならない要素（法的概念要素）としては、わが国を含む世界各国の協同組合法は、総じて一致の原則には厳格でない。協同組合の理念型に忠実であることよりも、事業遂行の「必要性」を優先したためともいえる。確かに理念型にどの程度忠実であるのか（反対に、どの程度例外を認めるのか）は立法政策による。しかし理念型から大幅に離れると、もはや協同組合とは言えなくなってしまう。協同組合としての「許容性」を超てしまうからである。あるいは理念型を維持できず、理念型そのものに変更を迫ることになる。いずれにせよ「許容性」の範囲内で、「必要性」を充たすような法規整がなされなければならない。

ここでは、一致の原則とは相容れない2つの事項に関わる論点を探り上げる。協同組合関係者が「必要性」と「許容性」を考慮し、これらの事項について議論する契機となれば幸いである。

1. 員外取引

(1) 剰余金配当との関係
一致の原則と相容れない事項の第一が、員外取引の

許容である。ここでは組合員でない者（員外者）が組合事業の利用者である。①一致の原則という理念型に忠実であることを法的にも確保すべきである、あるいは反対に②法的概念要素に高めるほど、この理念型に厳格である必要はないとも考えられる。上記①は、理念型との乖離に許容性がないとし、上記②では許容性を上回る必要性によって、理念型との乖離を正当化しようとする。ここで必要性は、スケールメリットの追求によって組合員助成をより効率的に行えるという点に求められる。

上記②の立場に依拠した場合、員外取引（下記(2)を含む。）によって組合にもたらされた剰余金を出資配当によって分配することについて考えてみよう。このような分配を許容すると、組合と構成員（組合員）の関係にない利用者との取引を通じて団体（組合）に生じた剰余金を、出資額に応じて構成員に分配することになり、典型的な株式会社と異ならなくなる。それにもかわらず、わが現行法では剰余金の発生源泉による配当規制がなされておらず、ここに組合が営利団体化する契機を看取しうる。もっとも、営利団体化を阻止すべく、出資配当率を制限することが組合の理念型を形成し、わが現行法も理念型に忠実に倣って配当率の上限を設けている。とはいわが現行法では、上限を年8%とする立法例もあり、バブル崩壊後今日まで続く超低金利水準に鑑みると、営利団体化阻止のための上限という機能を果たしているのかは疑問である。

(2) 子会社における員外取引

協同組合が株式会社に外部出資をすること、更に進んで議決権の一定割合を保有する程度に出資し、その会社を子会社にすることは、実際界で一般に行われている。わが現行法には、外部出資について一般的に規整していないものもある。そうであっても組合は、助成目的による事業を遂行するに際して必要がある場合

には、外部出資をすることは差し支えないと解される。反対にこのような必要がない場合には、適法に外部出資をすることはできない。適法か違法かの境界である必要の有無の判断に際しては、出資理由、出資先である会社の事業内容と組合の助成目的・事業との関連性、同会社の実際の又は予想される運営状況等が考慮されよう。

子会社を設立する理由の1つとして、員外取引規制を受けずに事業を行える点が挙げられている。これは、組合の子会社については同規制は明定されていないため、何らの制限なしに員外取引をすることができるという見解を前提にしているのであろう。同見解に従うと、例えば組合本体が購買店舗を経営しているときは員外取引規制に服していたが、組合が子会社を設立し、子会社が組合から例えば事業譲渡を受けて経営を始めた途端に、同規制の射程外という結論になる。このような結論を是認することは、素朴な法感情からすると疑問の余地もある。仮に脱法行為と解されるとすると、子会社に対しても組合と同様に員外取引規制が適用されることになる。この子会社が少なくとも100%子会社の場合には、脱法行為の認定は比較的容易であるように考えられる。

2. 投資組合員

協同組合の資金調達手段は、——とりわけ資本市場から、多額の資金を調達する種々の手段が用意されている——株式会社と比べて制約されており、この点が欧州では、協同組合が株式会社に法形態を変更する理由の1つとされてきた。超国家的に活動できるヨーロッパ協同組合を創設するために2003年に制定されたヨーロッパ協同組合（SCE）法規則では、資金調達手段の多様化を図るために、「投資（非利用）組合員」が設けられた。投資組合員が、一致の原則と相容れない事項の第二である。組合員であるにもかかわらず、組合事業の利用を意図していないからである。

投資組合員は、典型的には専ら投資を目的として組合に加入する者である。もっとも、SCE法規則の文言に表れているように、投資のみならずより広範に消極的に「非利用」目的で加入する組合員が一般的に認められる。例えば社会福祉に関心がある者で、自らは福祉サービスを利用する意思はなく、かつ投資目的もなくとも、社会福祉サービスを提供する協同組合に投資組合員として加入できる。利用を目的とする本来の組

合員が、組合から助成を受けることができるよう保障するために、組合員総会における議決権は、非利用組合員について一定の制限がなされる。

資金調達の「必要性」を理由にして欧州では投資組合員が許容されたが、協同組合として「許容性」の範囲内であろうか。この点については批判的な見解も少なくない。しかしながら員外取引が一定程度許容されている法制では、一致の原則は厳格には維持されていないという点に鑑みると、投資組合員そのものについて今更のように許容性の観点から批判することは、行き過ぎの感も否めない。

終わりに

一致の原則は、協同組合の理念型を形成する最も根本的な助成目的から導き出される。その意味では第2次的要素に過ぎないとも位置付けうるが、いずれにせよ我が国では法的には厳格には維持されていないし、投資組合員を許容する欧州では一層緩和されている。

わが国で協同組合の理念型を形成すると考えられている他の事項についても吟味してみると、諸外国では——わが現行法と異なり——法的には必ずしも維持されていない事項もある。例えば——国際協同組合同盟（ICA）の協同組合原則にも謳われている——「頭数割議決権（1人1議決権）」は、わが現行法では（とりわけ第一次組合では）厳格に維持されているが、異なる議決権配分基準が可能な外国の立法例も存在する。してみれば①頭数割基準を法的にも厳格に維持すべきであろうか、あるいは更に進んで②頭数割基準は、協同組合における議決権配分として唯一無二の理念型といえるのであろうか。ここで採り上げた一致の原則とともに、このような事項についても協同組合関係者の間で議論が深化していくことを期待したい。



協同組合研究短信<No.52>

食と協同組合

—安い、簡単、便利の呪縛—

増田 佳昭 (滋賀県立大学環境科学部教授)



10月初め、滋賀県立大学で「食の安全と地産地消を考えるつどい」(主催: JA東びわこ女性部等を中心とする実行委員会、

共催: JA東びわこ、滋賀県立大学、滋賀県立大学生協)が開かれた。趣旨は、食品の安全と地産地消について、地域から見直そうというもので、協同組合と大学とのコラボレーションのきっかけになればと考えての企画である。

さて、講演者の安部司氏は『食品の裏側』で有名な食品ジャーナリストで、卓上の実験を交えて食品添加物の恐ろしさ(万能さ?)を軽妙な語り口で話していただいた。その後、大学生協や学校給食に野菜を供給する専業農家、地産地消の食堂づくりへの県立大学生協学生グループの取り組み、学校給食に地元野菜を使おうと奮闘する管理栄養士さん、大阪から滋賀県に移り住んで家庭菜園を楽しむ元生協組合員さん、JAで食品の勉強会を続ける女性部リーダーと、多彩な顔ぶれが体験発表を行った。筆者はコーディネータを担当したのだが、「食品添加物」問題と「地産地消」が、当初考えた以上にうまくマッチして、大変意義のあるつどいになったと、(いささか手前味噌だが)感じた次第である。

安部講演のキーワードは、「安い」「簡単」「便利」と「うまい」に「きれい」。食品添加物への消費者の懸念にもかかわらず、それをのさばらせたのは、安く便利な食品を求める消費者ではないか、との警鐘である。「安く簡単便利」な食品の裏側には、それを可能にする保存料やpH調整剤、着色料や増粘多糖類などおびただしい数の食品添加物という黒子がいるのである。それらがいとも簡単に、「安く簡単便利」の「消費者ニーズ」を充たしてくれるのを目の当たり

にして、聴衆は声をなくしていた。

「消費者が悪い」は一面的かもしれないが、考えなければいけないことは、「安い」「簡単」「便利」な商品のために、ひき換えにした何がに想いをはせる想像力を、私たちが失ってしまったことだと思う。

私たちが生きているのは、確かに市場経済にもとづく社会である。スーパーの食品売場で、値段と商品を見比べ、念のために賞味期限を確認して、買い物かごに入れる、忙しい生活の中で、そんなことの繰り返しが購買現場の現実である。それを永遠に繰り返す限り、「消費者ニーズ」に名を借りた食品添加物の横行は防げない。ましてや、食の基盤である農業や農村、漁業や漁村に想いをはせることなどありえない。

どこかに出口を見いださない限り、「安い」「簡単」「便利」の呪縛から、私たちは逃れられないのではないだろうか。

かすかな光明は、体験発表の中で全員が口にした「つながり」である。生産者と児童や学生とのつながり、生産者と消費者とのつながり、食を学ぶ消費者同士のつながり、こうした人間と人間のつながりの中で、価値観の修正が少しずつ始まっているように思う。こうしたつながりを無数に作ることなしに、「安い」「簡単」「便利」の価値観と構造は簡単に変わらないのではないだろうか。ものを売るだけの協同組合には、もはや存在価値がないのかもしれない。

編集後記

協同組合研究短信については、今回より滋賀県立大学の増田先生に、「食と協同組合」をテーマに連載いただくことになりました。年2回発行の「ひょうごJCC」ですが、協同組合の仲間をつなぐ一助となれば幸いです。

みなさんのご意見・ご感想をお待ちしています。
(E-mail: kyodo@ja-hyogo.or.jp) (H. K)